

デジタルチケット導入・運用保守業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 4 月

姫 路 市

1 業務の目的

本市では、市民一人ひとりが便利で安心して暮らせるまちの実現を目指し、行政サービスだけでなく地域社会のデジタル化・DXを強力に推進している。

この度、高齢者や障害者の社会参加の促進や生きがいの増進を目的とした交通優待助成のうちタクシー、船舶等の助成についてデジタル化を行う。タクシー等の交通助成は、現在、紙の助成券で行っているが、利用者が複数の助成券を持ち歩く必要があることや助成券の紛失リスク、助成券の交付や利用済助成券の精算に係る事務負担など様々な課題を抱えている。

そこで、デジタルチケット発行・管理システム（以下「システム」という。）を導入し、タクシー等の助成券をデジタルチケット化することで、それらの課題を解決し、利用者の利便性の向上を図るとともに、事業者及び市職員の負担軽減及び事務の効率化を図るもの。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。

- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 令和2年4月1日以後に、契約締結日時点において人口20万人以上の地方公共団体（特別区を含む）及びそれらの地方公共団体が事務局を務めている団体等が発注した、デジタルチケット、デジタルクーポン又はデジタル商品券の導入業務を元請として実施し、かつ公告日の前日時点で6か月以上継続して運用した実績があること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課（以下、「高齢者支援課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2316

FAX (079) 221-2444

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年）4月11日から 令和7年（2025年）6月27日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	高齢者支援課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年4月11日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年4月23日
3	参加資格確認結果の通知	令和7年4月25日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年5月16日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年5月22日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年6月5日
7	プレゼンテーション	令和7年6月16日頃

8	契約候補者の特定・通知	令和7年6月19日
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年6月27日（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年1月11日以降に発行された最新のものの原本）
- (ウ) 業務実績調書（様式2）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたもの（写し可））

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）4月11日から 令和7年（2025年）4月23日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	高齢者支援課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000030095.html ） ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

高齢者支援課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年4月21日午前9時から同月23日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

- (2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年4月25日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年5月16日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により高齢者支援課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式3）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

chojushakai@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年5月16日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年5月22日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「デジタルチケット導入・運用保守業務委託提出書類一覧」に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

高齢者支援課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年6月3日午前9時から同月5日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 プレゼンテーションの実施

提案者は、次の要領により、前項の規定に基づき提出した提案資料について、プレゼンテーションを実施すること。

(1) プレゼンテーションは、令和7年6月16日頃にオンラインで実施することを予定している。同月9日までに日時と具体的な実施方法を電子メールにて通知するので、指定した日時及び方法により、前項の規定に基づき提出した提案資料についてプレゼンテーションを行うこと。

(2) 説明時間

プレゼンテーションの時間は、原則として提案書の内容に沿った説明を15分、質疑15分の合計30分とする。

(3) 説明内容及び説明方法

ア プレゼンテーションにおける説明は、提案書に基づいて行うものとする。提案者名が分かる内容の発言及び資料への記載は行わないこと。提案者名の代わりに、本市が参加資格確認通知書で指定する文字列を必要に応じて用いること。

イ プレゼンテーションを行う際は、提案者名を名乗らないこと。また、名札等の提案者名のはかるものを着用して実施しないこと。

ウ 追加資料の提出は認めない。

(4) 留意事項

正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とすることがある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、プレゼンテーションを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、デジタルチケット導入・運用保守業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

ウ 選定委員会において、提案資料及びプレゼンテーションの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

項目	評価基準	配点	得点
1 業務実績			
(1) 業務実績	令和2年4月1日以後に、契約締結日時点において人口20万人以上の地方公共団体（特別区を含む）及びそれらの地方公共団体が事務局を務めている団体等が発注した、デジタルチケット、デジタルクーポン又はデジタル商品券の導入業務を元請として実施し、かつ公告日の前日時点で6か月以上継続して運用した実績があるか。（参加表明の際に示したものを1件としても良いものとする。） ※提案書（様式5）と履行実績を示す添付書類により、契約実績数を評価する。	4点 （1件につき1点。4件まで評価）	4点
2 基本的な考え方等			
(1) 目標・ビジョン	本事業に取り組むうえで、募集要項に掲げる業務の目的に則した目標・ビジョン	2点	4点

	が詳細に示されているか。		
(2) 実施体制	本事業の実施体制について、人員の配置、人員の数や当該人員が有する知見・経験等を示し、責任の所在も簡潔かつ明確に示されているか（担当者の個人名等の記述は不可。）。	2 点	
3 システム			
(1)－1 システム全般	システムの構成が分かりやすく示されており、妥当なものとなっているか。 システム導入による効果やその根拠が合理的に示されており、かつ、本市にとって有益なものとなっているか。	2 点	3 2 点
(1)－2 システム全般（利用者側）	利用者の利便性向上が見込まれるシステムとなっているか。 利用者が使いやすいシステムとなっているか。	2 点	
(1)－3 システム全般（交通事業者側）	システムを利用する事業者（交通事業者）の負担軽減が見込まれるシステムとなっているか。 交通事業者が使いやすいシステムとなっているか。	2 点	
(1)－4 システム全般（管理者側）	本市の負担軽減が見込まれるシステムとなっているか。管理者が使いやすいシステムとなっているか。	2 点	
(2) チケットの発行・管理	デジタルチケットは、複数種類を発行することができ、それぞれ個別に利用条件、有効期限の設定などを管理することができるか。	4 点	
(3) チケットの利用	デジタルチケットの利用方法は、高齢者や障害者が使いやすいものとなっているか。 スマートフォンの操作に不慣れな者やスマートフォンを持っていない者でも使えるか。 デジタルチケットの利用方法は、交通事業者の負担が少ないものとなっているか。	4 点	
(4) 不正防止	デジタルチケットの不正利用について、十分な対策が取られているか。 不正利用発覚時に速やかに対応が可能な	4 点	

	システムとなっているか。		
(5) 集計・分析	デジタルチケットの利用状況の可視化や集計が容易に行えるか。 単に集計するだけではなく、様々な角度から利用状況の分析ができるか。	4 点	
(6) 拡張性	デジタルチケットの種類について、運用開始後も拡張性があるシステムとなっているか。 交通助成以外にもデジタルチケットの種類の追加が可能か。	4 点	
(7) セキュリティ	要求水準を満たし、かつより安全性の高い措置がとられたものであるか。	4 点	
4 導入業務			
(1) 説明会	交通事業者向け説明会の開催回数・内容等が円滑に運用を開始する観点で十分なものとなっているか。	6 点	16 点
(2) 広報・案内	専用サイトや広報チラシ等の広報物や利用者向けの案内は本市の要求を満たすものとなっているか。	6 点	
(3) 問合せ対応（導入時）	運用開始前の利用者や交通事業者からの電話による問合せに対して、対応方法や期間・回線数・対応時間は十分なものとなっているか。	4 点	
5 運用保守			
(1) 運用支援	月例処理（※1）や年次処理（※2）、その他臨時処理時の対応など、運用支援の内容は十分なものとなっているか。 ※1 新規の利用者に対して、デジタルチケットを交付する処理 ※2 既存の利用者に対して、年度ごとにデジタルチケットの交付、失効等の処理	6 点	16 点
(2) システム保守・障害対応	システムの保守や障害対応の内容は十分なものとなっているか。	6 点	
(3) 問合せ対応（運用開始後）	運用期間中の利用者や交通事業者からの電話による問合せに対して、対応方法や期間・回線数・対応時間は十分なものとなっているか。	4 点	
6 追加提案			

(1) 郵送業務	デジタルチケットの利用に必要な郵送物について、本市に代わって利用者に郵送することができるか。 郵送の時期や方法は適切なものとなっているか。 見積額は妥当なものとなっているか。	8 点	20 点
(2) 精算業務	利用済みのデジタルチケットの精算について、本市に代わって交通事業者や団体ごとに集計、払込が可能であるか。 精算の時期や方法は適切なものとなっているか。 見積額は妥当なものとなっているか。	8 点	
(3) その他、追加提案	項目 1 から 5 までの内容以外で、本市や利用者にとって有益な提案があるか。 提案が提案見積書に記載された事業費の範囲内で実現可能なものか。	4 点	
合計			92 点
選定委員（5 名）合計			460 点

※1 下表のとおり 5 段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	A と C の中間程度	各項目の配点×0.75
C	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.50
D	C と E の中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしていない	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第 1 号に定める提案資料の様式 6 に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第 1 位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である 40 点を付与し、その他の提案者の評価点は、40 点に第 1 位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$40 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員（５名）の評価点の合計点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計（満点５００点）により算出する。なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

また、提案等に関する審査員全員（５名）の評価点の合計点が１１５点未満の場合は失格とする。

(3) その他

ア 提案者が１者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和７年６月１９日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和７年６月２７日午後４時までに、本件業務の見積書を高齢者支援課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和７年６月２７日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

１１ 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、前項第１号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号）第２９条の規定を適用する。

１２ 参加の辞退に関する事項

(1) 参加表明者は、第１０項第１号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

(2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により高齢者支援課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第115号第1項第5号ア及びイに定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について（案）」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の

場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。